

平成 2 2 年

赤平市議会第 3 回臨時会会議録 (第 1 日)

1 1 月 2 2 日 (月曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 4 時 1 0 分 閉 会

○議事日程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3 7 8 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 2 年度赤平市一般会計補正予算)
- 日程第 5 議案第 3 7 9 号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 8 0 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3 8 1 号 公の施設の指定管理者の指定について (赤平市保養センター外 3 施設)
- 日程第 8 報告第 5 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 9 報告第 5 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 0 報告第 5 4 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 1 報告第 5 5 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 2 報告第 5 6 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 3 報告第 5 7 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 4 報告第 5 8 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 5 報告第 5 9 号 専決処分の報告

について

- 日程第 1 6 意見書案第 1 2 0 号 T P P 交渉への参加を行わないよう求める意見書
- 追加日程第 1 閉会中継続審査の申し出について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3 7 8 号 専決処分の承認を求めることについて (平成 2 2 年度赤平市一般会計補正予算)
- 日程第 5 議案第 3 7 9 号 赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 3 8 0 号 赤平市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 3 8 1 号 公の施設の指定管理者の指定について (赤平市保養センター外 3 施設)
- 日程第 8 報告第 5 2 号 専決処分の報告について
- 日程第 9 報告第 5 3 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 0 報告第 5 4 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 1 報告第 5 5 号 専決処分の報告について

日程第12 報告第 56号 専決処分の報告
について

日程第13 報告第 57号 専決処分の報告
について

日程第14 報告第 58号 専決処分の報告
について

日程第15 報告第 59号 専決処分の報告
について

日程第16 意見書案第120号 TPP交渉へ
の参加を行わないよう求める意見
書

追加日程第1 閉会中継続審査の申し出につ
いて

○出席議員 10名

1番 五十嵐 美知 君
2番 若山 武信 君
3番 谷田部 芳征 君
4番 穴戸 忠 君
5番 林 喜代子 君
6番 北市 勲 君
7番 太田 常美 君
8番 植村 真美 君
9番 鎌田 恒彰 君
10番 獅畑 輝明 君

○欠席議員 0名

○説明員

市長 高尾 弘明 君
教育委員会委員長 田口 敏弘 君
監査委員 小椋 克己 君
選挙管理委員会
委員長 壽崎 光吉 君
農業委員会会長 野村 繁 君
副市長 浅水 忠男 君
総務課長 町田 秀一 君
企画財政課長 伊藤 寿雄 君

税務課長 吉村 春義 君
市民生活課長 栗山 滋之 君
社会福祉課長 伊藤 嘉悦 君
介護健康推進課長 斉藤 幸英 君
産業課長 菊島 美時 君
建設課長 熊谷 敦 君
上下水道課長 横岡 孝一 君
会計管理者 保田 隆二 君
消防長 中村 高庸 君
市立赤平総合病院
事務長 實吉 俊介 君

教育委員会 教育長 渡邊 敏雄 君
" 教育課長 相原 弘幸 君

監査事務局長 下村 信磁 君

選挙管理委員会
事務局長 町田 秀一 君

農業委員会
事務局長 菊島 美時 君

○本会議事務従事者

議会事務局長 大橋 一 君
" 総務議事
担当主幹 野呂 律子 君
" 総務議事
係長 渡邊 敏一 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成22年赤平市議会第3回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、4番穴戸議員、6番北市議員を指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は12件であります。議員から送付を受けた事件は、1件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況でございますが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 議案第378号専決処分承認を求めることについてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。企画財

政課長。

○企画財政課長(伊藤寿雄君) [登壇] 議案第378号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるところでございます。

別紙をお願いいたします。専決処分書として、平成22年度赤平市一般会計補正予算(第5号)につきまして、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決するものであります。

記といたしまして、平成22年度赤平市一般会計補正予算(第5号)につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成22年度赤平市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億9,874万1,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。歳出であります。款2総務費、項1総務管理費、目5財政管理費、節25積立金として129万2,000円の減額であります。災害復旧に要する費用の増額補正により同額を財政調整基金から減額するものであります。

5ページをお願いいたします。款15災害復旧費、項1公共施設等災害復旧費、目2市有地災害復旧費、節15工事請負費として129万2,000円の増額であります。本年8月23日の大雨による災害復旧費用につきましては既に9月議会で補正しておりますが、その後茂尻栄町2丁目の市有地で同様の雨とその後の雨が一部起因したと考えられる被害箇所が確認され、住宅と隣接していることもあり、布団かご等の設置によるのり面の復旧工事を早急に行うための工事費を補正するものであります。

以上、議案第378号につきましてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。五十嵐議員。

○1番（五十嵐美知君） 今の説明されたことについてですけれども、財政調整基金129万2,000円使われたら、あと残金幾らぐらいになりますか。

○議長（獅畑輝明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 22年度中に現行の今回の補正を含めまして、積立額が1億6,300万円となりまして、これの残高等を加えますと、残高として9億8,200万円という財政調整基金になります。以上です。

（五十嵐議員「9億幾らと言ったの。」と言う）

○企画財政課長（伊藤寿雄君） 9億8,200万円です。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第378号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第378号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第378号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 議案第379号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正について、
日程第6 議案第380号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第379号及び議案第380号につきまして、関連いたしますので、一括してご説明させていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

初めに、議案第379号赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。特別職であります市長、副市長の月額給料につきましては、本年度厳しい財政状況からそれぞれ減額し、期末手当の支給率につきましても4.1月と減じているところでございますが、今般、後に説明させていただきますが、人事院勧告に伴いまして、市職員の期末、勤勉手当の支給率の改正を行いますことから、同様に期末手当の支給率を改正するものでございます。

改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。参考資料の1ページをご参照願います。第1条関係でございますが、第6条第3項の規定につきましては期末手当の支給率を定めた規定で、本年度既に6月に1.95月分支給してございますことから、人事院勧告に準じ3.95月とするため12月分で調整し、12月に支給する場合の支給率を100分の220を100分の200に字句を改めるものでございます。

附則第3項につきましては、期末手当の額の特例を定めたもので、年間の支給率を4.1月とするための規定でございましたが、本則の改正に伴い削除いたしまして、第3項の削除に伴い附則第4項を1項繰り上げるものでございます。なお、第6条第3項の規定につきましては、教育長にも適用されるとと

もに、赤平市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項に準用する規定がございますことから、議会の議長、副議長及び議員にも適用されることになるものでございます。

参考資料の2ページをご参照願います。第2条関係につきましては、第1条で12月支給分で調整するため第6条第3項の規定を改正したところでございますが、期末手当の6月支給分を含め改正するため、6月支給分を1.9月に、12月支給分を2.05月にそれぞれ字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行するとしたものでございます。

続きまして、議案第380号赤平市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。厳しい財政状況をかんがみ、職員の給料につきましては本年度11%減額し、さらに減額後の給料月額により期末、勤勉手当を算出し、支給しているところでございますが、本年8月に出されました人事院勧告に伴い、期末、勤勉手当の支給率を4.1月から3.95月に引き下げ、さらに期末、勤勉手当の支給額を改正前とほぼ同額となりますよう手当の算出の基礎となります給料月額を本則に定める額より4%減じた額とする改正を行うものでございます。

改正の内容につきまして、別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。参考資料の1ページ及び2ページをご参照願います。第1条関係でございますが、第15条の2第2項につきましては期末手当の支給率について規定してございますが、本年度既に6月分を支給してございますことから、人事院勧告に準じ3.95月とするため12月分で調整し、12月に支給する場合の支給率につきまして、職員につきましては100分の150を100分の135に、管理職につきましては100分の130を100分の115に、再任用職員につきましては100分の85を100分の80に改定するためそれぞれ字句を改めるものでございます。

第15条の5第2項につきましては、勤勉手当の支

給率について規定してございますが、期末手当の改正と同様に、職員につきましては100分の70を100分の65に、管理職につきましては100分の90を100分の85に、再任用職員につきましては100分の35を100分の30に改定するためそれぞれ字句を改めるものでございます。

附則第11項につきましては、給料月額の減額についての規定でございますが、ただし書きに期末、勤勉手当の支給率につきましては人事院勧告どおり3.95月とするため支給率を改めるものの、期末、勤勉手当の支給額を改正前とほぼ同額となりますよう、期末、勤勉手当の算出の基礎となる給料月額を本則に定める額より4%減じた額とすることを内容とした文言をつけ加えるものでございます。

附則第12項につきましては、期末手当の額の特例を定めたものでございましたが、今般人事院勧告どおり本則の改正をいたしますことから項を削除し、附則第13項及び第14項はそれに伴い、それぞれ1項ずつ繰り上げるものでございます。

参考資料の3ページ及び4ページをご参照願います。第2条関係につきましては、第1条で12月支給分で調整するため第15条の2第2項及び第15条の5第2項につきまして改正したところでございますが、6月支給分を含め改正するため、第15条の2第2項につきましては、期末手当の6月分の支給率は、職員につきましては100分の125を100分の122.5に、管理職につきましては100分の105を100分の102.5に、12月に支給する場合の支給率は、職員は100分の135を100分の137.5に、管理職につきましては100分の115を100分の117.5にそれぞれ改正するため字句を改め、第15条の5第2項につきましては、勤勉手当の支給率につきまして、職員は100分の65を100分の67.5に、管理職につきましては100分の85を100分の87.5に、再任用職員につきましては100分の30を100分の32.5にそれぞれ改定するため字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成

23年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上、議案第379号及び議案第380号につきまして一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸議員。

○4番（宍戸忠君） 議案第379号の赤平市特別職の給与に関する条例の一部改正についての質疑をいたします。

国家公務員給与を1.5%引き下げるという給与法に関連改正案が18日に衆議院本会議で野党の公明、社民両党などの賛成多数で可決されましたが、私は国が昨年の引き下げに続いて平均9万4,000円もの減収を押しつけるものだと思います。地方公務員など約580万人の労働者に影響して、当市でも実質的に減収のままであり、さらに地域経済を冷え込ませるといふものであります。よって、この条例に反対いたします。379号です。

続けていいですか、続けて。

○議長（獅畑輝明君） 質疑です。反対云々でなくて、質疑ですから。

○4番（宍戸忠君） 冷え込ませるといふ問題で、私は反対するのだけれども、これについては当たらないか、当たるかはっきりしてほしいと。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 今議員のご説明ありましたとおり、今般の人事院勧告では期末、勤勉手当のほかに、民間給与との格差を解消することによって55歳を超える6級以上の職員について支給額を1.5%減額すると、これも内容となっておりますが、当市におきましては11%の給与の削減を実施しておりますことから、この給与の改定につきましては本年度は行わないこととしていただいておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） 宍戸議員。

○4番（宍戸忠君） 国がこういうふうにして改正をいたしましたけれども、全国的にも地方でも不況のまんまで、地域経済を一層冷え込ませると、こ

ういう点についてはどうお考えしているかお聞きしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 国の経済動向もございませけれども、現在我々病院の経営健全化計画、これをもとに遂行しているところでございまして、その経営の安定に努めているところでございまして、早急の改善は今のところ困難だというふうに考えております。今後計画の進捗状況、さらには市の財政全般をしっかりとらえて、慎重に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） 宍戸議員。

○4番（宍戸忠君） 地域の経済がどのように厳しいものかということの答弁がなかったのです、地域はどうなるのかと。これは公務員が給与を削られる、全国的にも含めて。赤平は、引き続いて現状のままだと。これは、引き続いて地域の経済がどんどん冷え込む、この不安がある。これについてはどう考えるか。

○議長（獅畑輝明君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） 確かに最近の経済状況は大変悪いわけでありまして、特に民間で雇用されていらっしゃる方々の賃金も相当下がっていると思います。赤平も同じような状況でありますし、確かにこういうことは赤平市内の経済に大変影響があるわけですが、特に民間が下がっている状況の中で、赤平市の職員にもそのことは十分言えるわけでありませけれども、結果的にはこの赤平市は今総務課長が言いましたように財政再建がまず前提としてありますし、できるだけ職員のお給料というのは回復をさせるべきだというふうに思っておりますけれども、なかなか民間がこういう状況でありますので、その辺もやはり市としては民間の動向を十分参考にしながら、これから考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第379号、第380号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第379号、第380号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第379号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（獅畑輝明君） 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第380号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（獅畑輝明君） 起立多数であります。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第7 議案第381号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（浅水忠男君）〔登壇〕 議案第381号公の施設の指定管理者の指定について（赤平市保養センター外3施設）、提案の趣旨をご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成22年第1回定例会にお

いて公の施設の指定管理者の指定についてに対する修正を可決され、指定管理者の選定に当たっては広く民間事業者が参入できるよう公平かつ公正な募集を行うべきとの意見が付されたところでございます。以降今日まで行政内における第三セクターの専門部会を中心に、4つの視点から再調査並びに協議を重ねてまいりました。

1つ目は、公募におけるメリット、デメリットについてでございます。メリットとしては、一般的には民間事業者に対して公平に参画機会を提供できること、またよりノウハウを持っている民間の場合は専門性を発揮できるなどであります。一方、デメリットとしては、民間事業者が赤字経営に陥った場合即撤退に結びつき、結果によっては契約解除による施設への弊害が生じる、これらが代表的な考え方であります。

2つ目が空知管内6市7町における15カ所の公共温泉の指定管理者の選定方法でございますが、調査の結果15施設中3施設につきましては売却等により民間経営が行われており、2施設が公募による業者選定、10施設が公募によらない市長等が指名する業者となっております。なお、10施設の公募しなかった主な理由としては、これまで蓄積したノウハウを最大限発揮するには公社しかなかったこと、また施設を運営するために設立された公社であることや、過去に公募によって業者を選定したが契約を解除されてしまったためという内容でございます。

3つ目がエルム高原施設の運営のあり方などについて商工会議所、金融協会、産企協赤平支部など6つの経済団体の代表の方と懇談会を開催し、ご意見をお伺いいたしました。代表の方々としては、自治体の業務を少しでも民間に委託して効率よく図ろうとする趣旨は理解するが、赤平振興公社は官民協働出資のもとに設立された経緯がある。公共の福祉に資する事業を行うために設立された赤平振興公社以外に運営できる事業者は見当たらない。あるいは、民間で運営した結果、採算が合わないとの理由から撤退する可能性もある。短い契約期間だと、長期的

な経営の展望に立てないのではないか。設備等の入れかえも考えられないとの意見が寄せられました。

4つ目に、市議会からの平成17年第1回定例会での指定管理者の指定に当たり、市内団体を優先し申請を求めることなどの意見も十分踏まえた中、前段申しあげました調査や協議経過をもとに慎重かつ熟慮を重ね検討した結果、公募という趣旨や原則は指定管理者制度のあり方として十分理解するところでありますが、赤平市としては振興公社が市内で唯一施設運営が可能で継続できる事業者として、これを優先したいと判断をいたしました。また、仮に新規参入による他の事業者が経営悪化により契約解除を行った場合、核となる事業を失った赤平振興公社は即解散を余儀なくされ、他の事業者の撤退後に再建することは事実上不可能であり、施設利用者に影響を与えるおそれもあります。

主にこうした理由から、当市の地域事情を考慮し、総合的に判断すると、赤平市保養センターほか3施設を継続的かつ安定的にご利用いただくことが最も重要であります。一方で、効率、効果的な運営を図りつつ、利用者に喜ばれる施設づくりに一層努力してまいらなければなりません。事業者と行政が連携し、エルム高原施設を持続させるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者の指定について提案するものでございます。

記といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地でありますが、

(1)として、名称、赤平市保養センター、所在地、赤平市幌岡町377番地1、(2)として、名称、赤平市ケビン村、所在地、赤平市幌岡町377番地1、(3)として、名称、赤平市エルム高原家族旅行村、所在地、赤平市幌岡町375番地1、(4)として、名称、赤平市エルム高原オートキャンプ場、所在地、赤平市幌岡町392番地1であります。

次に、2、指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名でございますが、名称は株式会社赤平振興公社、主たる事務所の

所在地は赤平市泉町4丁目1番地、代表者の氏名は代表取締役、大坂晃であります。

次に、3、指定期間についてであります。平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間とするものであります。

以上、提案させていただきますが、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(獅畑輝明君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。北市議員。

○6番(北市勲君) ただいま議案第381号の提案理由がありました。ここでちょっと2点ほど確認させていただきます。

ただいまの説明では、条例に沿った公募をしなかったと、それで赤平振興公社を指定したと、こういうことで理解してよろしゅうございますか。

○議長(獅畑輝明君) 副市長。

○副市長(浅水忠男君) ええ、そういうことでございます。ただし書きを採用したということです。

○議長(獅畑輝明君) 北市議員。

○6番(北市勲君) ただし書きというのはこの条例の中にもありますけれども、そのただし書きが今回の説明とどうも整合性があると、そのように思っておられるかどうか、もう一回確認したいと思います。

○議長(獅畑輝明君) 副市長。

○副市長(浅水忠男君) ええ、整合性はあるというふうに認識をしております。

○議長(獅畑輝明君) 北市議員。

○6番(北市勲君) わかりました。ありがとうございました。いずれにしても、公募をしないで指定したということで理解いたしました。どうもありがとうございます。

○議長(獅畑輝明君) 宍戸議員。

○4番(宍戸忠君) ただいま副市長から詳しく説明ありました。これは、既に3月から今日まで相当長い期間議会の意見、考えを十二分にとらえてきたのかどうか疑われます。この期間十分な今のようない説明がなかったと、これについて議会の議決の考え方を尊重しなかったと思われても仕方ないと思

ますので、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） 前回9月の定例会でもおわびを申し上げました。確かに委員会でもいろいろと議論などがあったわけでありましてけれども、やはり何とんでも市側の説明不足によって議会の皆さん方に十分理解が得られなかったということでごさいますので、市としてもこの辺は十分反省をしておりますし、これからは十分気をつけたいというふうに思っています。

○議長（獅畑輝明君） 穴戸議員。

○4番（穴戸忠君） 3月以降の議会の考え、意見というものは、やっぱり最重視をしなければならぬと思うのです。それを説明不足だと言うだけでは、これは不十分だというふうに私思います。

以上です。考えあればお聞かせを。

○議長（獅畑輝明君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） これからどういう形で議会の皆さん方に説明をさせていただいて、理解をいただくかは、いろいろ委員会等でも審議をいただくという方法も1つあるかと思いますが、その辺で十分議論をしてみたいというふうに思います。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐美知君） ただいま議題となっておりますことにさまざまなお意見もありますけれども、そこで今副市長からの報告があり、何点かちょっと伺いたいですけれども、赤平振興公社に指定管理を今までしてきた中で、行政としてどのように評価をしてきたのか。指定管理された期間は、それほど長くはなかったのです。あとは100%公でお金をつぎ込んで公社運営してきたということですから、指定管理をしてきて今現在どのような評価を持っているか。

また、今年度4月から始まって8カ月ぐらい経過してきておりますが、その間の実績と、また行政の取り組んできたことについて伺いたいと思うのです。

それと、赤平振興公社は三セクで官民協働、半官半民ですか、その中で4月以降総会や、また取締役

会などの会議もあって、先ほど副市長からも指定管理が1年になったということをご報告されたことを踏まえて、出資者や取締役からいろんなご意見があったことを今伺って、それで伺いたいことは、公社は多くの出資者で立ち上げられたというふうに今まで報告されてきました。そこで、もし問題がなければ取締役の名前と出資者の名前、公表できるのであれば伺いたいと思うのです。

また、条例にある公募の考えについてですが、これは当初この指定管理が導入されたときに、たしか記憶によれば総務省より示されているものがあると思うのですが、この点も伺っておきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（獅畑輝明君） 副市長。

○副市長（浅水忠男君） 何点かご質問いただきました。

最初に、実績のほうからちょっと説明させていただきます。実は先週の19日、金曜日ですが、取締役会の上期の会議がございました。そこで、上期ですから、4月から9月までの実績ということがあります。まず、指定管理者をお願いしている施設の関係について申し上げます。保養センターの入館の実績でございますけれども、昨年4月から9月までの実績は6万2,957名、それから今年度の実績は6万3,052名、したがって95名ふえていると。率にして100.2%なのです。どこもかしこも、いつも私ども言うように、どこの温泉施設も入館者が少ないという状況の中で、よく上期は頑張っていたというふうに認識をいたしております。

それから、ケビンの利用実績でございますが、ケビンは宿泊施設でございます。昨年の上期は1,212名で、ことしは人数で1,206名。それから、棟数、あそこに6棟ありますけれども、その利用棟数ですが、昨年は444棟、ことしは429棟、したがって15棟昨年より利用者が減ってきたと、率でいえば96.6%となりますが、これもまあまあ横ばい状況だなというふうに判断をしております。

それから、家族旅行村ですが、昨年の実績は利用者人数は4,606名で、こしは5,159名、553名の増であります。これが率でいきますと112%。家族旅行村は、ちょっと料金も低額でありますし、こういう経済状況でありますから、やっぱり低額志向というのが恐らく出てきたのかなと、そしてまた天候の関係もありまして、そういうことが考えられるかなというふうに思います。

それから、オートキャンプ場であります。昨年は2,618名、こしは2,590人と28名の減少であります。これも大体横ばいということになります。

あと、指定管理者にしていけないじんかい収集、それからもう一つは住友地区の共同浴場、これは指定管理者ですが、これは昨年の実績は4万4,524人、こしは4万2,475人、ここは2,049名減りました。これは住友全地域の人口の減少、これがやはり大きく響いているのと、恐らく新しい改良住宅で、今まで自分のふろを使っていない方が高齢になったとか、そういうことで共同浴場に行くよりも家で安心してふろに入りたいという人がひょっとしたらふえたかもしれません。そういうことで2,049名減りました。

このほか指定管理でない業務はじんかい収集、これは……

(何事か言う者あり)

○副市長(浅水忠男君) 失礼しました。住友地区の共同浴場は指定管理ではないということで、済みませんでした。

それから、じんかい収集でありますけれども、こし実は8月にパッカー車を更新をいたしました。昨年は収集量は412トンでありますけれども、こしは435トン、23.8トンふえたと。パッカー車は2トン車から4トン車に大きくなったということで、収集効率がよくなったということも理由の一つかなというふうに思います。ただ、ごみがふえたら困るのですけれども、収集能力の関係かなというふうに思います。

あとは、シルバーハウジング、市内に4棟ありますけれども、いつも満杯という状況ではありません

が、生活援助員の皆さん方が常に日常的に高齢者の皆さん方の安否確認をしながら頑張っているということでもあります。

それで、取り組みでありますけれども、何か新しい事業をしようというときには公社と産業課といろいろ協議をしながら実は進めております。こし新たに組み込んだのはゆつたりの謝恩サービス事業、これは年間を通して、大人は5,000円の券12枚つづり、これは年間を通して売っているわけですが、こしから4月の一定期間、1週間から10日の間の期間、それと10月の一定期間、この期間だけに券を特別に2枚ふやして売ると、合計14枚。こういうこともやっております、この成果がこの取締役会で説明ありましたけれども、みんな大量に買っていきそうです。400万円くらい買ったそうです、4月と10月終わりましたが。

それから、もちろんホームページを立ち上げまして、インターネットでホームページを開設しております、こしの9月末までのアクセス数は5万2,970件だそうです。

それから、オートキャンプ場の市民割引、それから平日割引といたしまして、この期間は、平日とは5月5日から6月30日まで、そして9月1日から10月30日の期間は、市民に限り割引をするという制度であります。

それから、エルム高原のゆつたりの開設記念日、平成10年9月29日に、市直営から公社に変わった日付が9月29日でありまして、このときに、毎月の29日、これの入浴料を半額にするという取り組みを行っております、それらがやはり効果が上がってきたのではないかなというふうに思います。

そしてまた、市と協議をしなくてもいいようなエルム温泉自体でやっているのがプロの歌謡ショー、それから北日本トーイングクラブというところがあるのだそうですが、これも若手歌手のライブを開いている。それから、青年会議所、JCによります赤平を100倍楽しむツアーと、こういうことも企画しております、そしてさらに赤平市内にノンプロ

の歌手の方がいらっしゃいます、たくさん。そんな方々にもおいでをいただいて、利用客に見せているというような取り組みをしております。ですから、総体的には年間を通していろんな企画がされているということでもあります。

次に、民間なのか公なのかという、そういうことをさっき……

(何事か言う者あり)

○副市長（浅水忠男君） 取締役の名前であります。

済みません。実は、公社の株式の様子から、状況からちょっと説明させていただきますが、公社は昭和57年に創立されました。そのときに株式総数が253株、1株5万円ですから、総株式出資額が1,265万円です。その中の1,000万が赤平市、そしてあと265万円ありますが、残りは当時住友石炭、これが10株50万、そして当時の拓殖銀行、これが10株の50万、企業はただ2つです。あと、組織的には会議所、そして振興公社、そして我々もそうなのですが、赤平市の職員ということで個人的には10名ほど市の職員が入っておりますということで、例えば市長が変わる、会頭さんがかわる、そういうときは全部リレーをしていくと。全部引き継ぐと。それは組織から出るお金ではありませんし、自分の個人の懐から出すお金でありまして、これが今日までできている実態であります。院長先生も出されております、ずっと。当時の渡辺院長先生かな、一番最初は。今は内山先生でありますけれども、全部株は引き継がれておまして現在あるわけですが、一切配当は残念ながらありません。それでも、株主の皆さん方は、何とか公社を守ってほしい、守ろうという努力の結果、何も文句を言わないで、ただ出資をしているという状況でございますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

ここで役員名簿ですが、代表取締役は大坂晃さん、常務取締役は谷口敏和さん、取締役支配人は大川吉平さん、取締役に太田架さん、それから同じく取締役に北洋銀行の向井支店長、そして同じく竹島耕出雄さん、これは会議所と、私と教育長と市民生活課

長の栗山、そして産業課長の菊島で、相談役に副会長であります菊島社長さん、そして前収入役でありました堀口輝秋さん、この12名が取締役であります。

そこで、ご質問は次は総務省の関係ですか。総務省は、平成15年に国が指定管理者制度をつくりまして、都道府県も含めて地方自治体にこの制度を活用しなさいということで、それぞれの自治体は自分独自の恐らく条例をつくったと思いますけれども、ただ基本となるものはやはり国の流れの条例であります。公募をして民間の活力やノウハウを取り入れるということでありますけれども、その次に赤平市のようにただし書きを持っているというのは、恐らくほとんど持っているのではないのでしょうか。そこで、この15年に公社、指定管理者制度ができたときに、やっぱり各自治体は迷ったそうです。このままストレートにすべて民間に渡していいのかというようなこともありまして、いろんな総務省に意見を聞いたようであります。

そこで、総務省の見解でありますけれども、最も適したものを指定管理者として指定することが望ましいと考えられますが、地方公共団体が置かれている状況、それから公の施設の性格等が地域住民との密度、密着度が非常に高い場合などは、公募によることなく指定管理者として指定することも妨げられるものではないと。ですから、何もかも公募しなさいと言っているわけではないという総務省の見解であり、したがって原則ですから、そういうことになるのだろうというふうに思います。

以上でよろしくどうぞお願いします。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐美知君） 細かく大変ありがとうございました。

人が話していることを一生懸命メモろうと思っても、副市長、なかなかきちんともメモできないのです。それで、答弁された11月19日に上半期の報告の会議がされたということでありますけれども、今先ほどお話しされた保養センターの利用者数だとか、そういうのをちょっと整理したものを提出してほしいの

ですけれども、議長、いいですか。

○議長（獅畑輝明君） よろしいですか。

（副市長「了解しました。」と言う）

○1番（五十嵐美知君） それと、同じくちょっと資料の提出を議長を通してお願いしたいのですけれども、赤平振興公社の昭和57年に立ち上がった経過も副市長今ただいま丁寧に報告してくれました。それも踏まえて、ちょっと整理したやつ、そのときの状況も踏まえてペーパーにしてもらいたいなど。株主の名前と株数も含めて、そして公社の代表から今聞きましたけれども、それもきちっとした、これから議会としても議論していくのに参考になるかと思うので、その辺整理してちょっと今答弁したやつをペーパーにしてもらえれば。議長、いいですか。

○議長（獅畑輝明君） よろしいですか。

（副市長「はい。」と言う）

○1番（五十嵐美知君） では、以上です。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第381号については、9人の委員をもって構成する指定管理者審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案については、9人の委員をもって構成する指定管理者審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました指定管理者審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、北市議員、太田議員、林議員、鎌田議員、植村議員、若山議員、谷田部議員、宍戸議員、五十嵐議員、以上9名を指名いたします。

暫時休憩いたします。

（午前10時55分 休憩）

（午後 3時50分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（獅畑輝明君） 日程第8 報告第52号専決処分の報告について、日程第9 報告第53号専決処分の報告について、日程第10 報告第54号専決処分の報告について、日程第11 報告第55号専決処分の報告について、日程第12 報告第56号専決処分の報告について、日程第13 報告第57号専決処分の報告について、日程第14 報告第58号専決処分の報告について、日程第15 報告第59号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 報告第52号から第59号まで一括してご説明申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃などの支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

それぞれ専決処分書でご説明申し上げます。最初に、報告第52号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては、市営住宅の家賃など42万409円を滞納していることから、夫婦二人を相手方として平成22年7月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月3万円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがあり、口頭弁論に出頭したところ平成22年11月から毎月末日に限り3万円ずつ指定の口座に送金または持参する方法で支払うことで和解するもので、平成22年9月10日に専決処分したものでございます。

次に、報告第53号でございますが、件数は1件で、

和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃など28万163円を滞納していることから、平成22年7月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月1万円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがありましたが、その後口頭弁論期日において事実を争わなかったことから、平成22年9月の16日、滝川簡易裁判所より平成22年10月から毎月末日に限り1万円ずつ指定の口座に振り込む方法により支払うことを内容といたしました民事訴訟法第275条の2に基づいた和解にかわる決定を受けたものでございます。この決定に対し、相手方より適法な異議の申し立てがないときはこの決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるもので、平成22年9月16日に専決処分したものでございます。

次に、報告第54号でございますが、件数は1件で、市営住宅の家賃22万7,870円を滞納していることから、主たる債務者及び連帯保証人の二人を相手方として、平成22年7月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月2万円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがあり、口頭弁論に出頭しましたところ平成22年11月から毎月末日に限り2万円ずつ指定の口座に送金または持参する方法で支払うことで和解するもので、平成22年9月24日に専決処分したものでございます。

次に、報告第55号でございますが、件数は3件で、和解の内容といたしましては、1件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃22万3,300円を滞納していることから、平成22年8月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から12月の賞与で一括し納付することを趣旨といたしました督促異議の申し立てがありましたが、口頭弁論に出頭しましたところ平成22年12月末日に限り全額を指定の口座に送金または持参する方法で支払うことで和解するものでございます。2件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃など30万2,480円を滞納していることから、平成22年8月に滝

川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月5万円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがありましたが、口頭弁論に出頭しましたところ平成22年10月から毎月末日に限り5万円ずつ指定の口座に送金または持参する方法で支払うことで和解するものでございます。3件目につきましては、相手方が市営住宅の家賃など27万2,379円を滞納していますことから、平成22年8月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月2万5,000円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがありましたが、口頭弁論に出頭しましたところ平成22年10月から毎月末日に限り2万5,000円ずつ指定の口座に送金または持参する方法で支払うことで和解するもので、以上3件につきましては平成22年10月15日に専決処分したものでございます。

次に、報告第56号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃21万4,500円を滞納していることから、平成22年8月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月2万円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがありましたが、その後口頭弁論期日において事実を争わなかったことから、平成22年10月の21日、滝川簡易裁判所より平成22年10月から毎月末日に限り2万円ずつ指定の口座に送金または持参する方法で支払うことを内容といたしました民事訴訟法第275条の2に基づいた和解にかわる決定を受けたものでございます。この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときは、この決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるもので、平成22年10月21日に専決処分したものでございます。

次に、報告第57号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては、市営住宅の家賃41万6,400円を滞納していることから、夫婦二人を相手方として平成22年8月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から

毎月1万円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがありました。口頭弁論に出頭したところ平成22年11月及び12月は2万円ずつ、23年1月は6万円、2月及び3月は支払い期間を除き、4月は2万円、5月から10月まで4万円ずつ、11月及び12月は2万円ずつ、平成24年1月は2万1,880円をそれぞれ末日に限り指定の口座に送金または持参する方法で支払うことで和解するもので、平成22年10月29日に専決処分したものでございます。

次に、報告第58号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃28万6,600円を滞納していることから、平成22年9月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月2万5,000円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがございましたが、その後口頭弁論期日において事実を争わなかったことから、平成22年11月の4日、滝川簡易裁判所より平成22年12月から毎月末日に限り2万5,000円ずつ指定の口座に送金または持参する方法で支払うことを内容といたしました民事訴訟法第275条の2に基づいた和解にかわる決定を受けたものでございます。この決定に対し相手方より適法な異議の申し立てがないときは、この決定が裁判上の和解と同一の効力を有することとなるもので、平成22年11月4日に専決処分したものでございます。

最後に、報告第59号でございますが、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃16万1,133円を滞納していることから、平成22年10月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月2万円の分割納付を趣旨といたしました督促異議の申し立てがあり、口頭弁論に出頭いたしましたところ平成23年1月から毎月末日に限り2万円ずつ指定の口座に送金または持参する方法で支払うことで和解するもので、平成22年11月5日に専決処分したものでございます。

以上、報告第52号から第59号についてご説明申し

上げました。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸議員。

○4番（宍戸忠君） 今回もなかなか滞納の方々がふえてきて、納めるほうも措置をするほうも大変だと思うのですが、1つは滞納金額と当月分の家賃と両方納めるということで困難な状況があるのではないかと。今までの報告ではほとんど潤沢に納められているように聞きますけれども、その辺ではどんな状況なのか。また、万が一その月に不履行が発生した場合に、どういうふうに措置をするのかお伺いしたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 今回専決処分の報告ということで10件ほど報告をさせていただいております。この内容につきましては今までと同じように、まず裁判所の内容に基づいた形で支払い等おおむね行っていたいております。また、これに従わない場合につきましては、強制執行に向けた手続等をとる形になると思います。まずは、この和解の内容に沿った金額を納めていただくような形になります。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 植村議員。

○8番（植村真美君） よろしく願いいたします。このたびの専決処分ですべて市営住宅の滞納家賃ということが大多数を占めているのですけれども、この中で新しく個々に上がってきている方と継続的に上げられている方、例えば納入する負担額がちょっと2つ同時にということもありまして、さらにこれが負担額を納めた時期に振りかえて二重に払っているところの、また再度その専決処分が来ている方というか、継続的にこの中に掲げられている方はいらっしゃるのでしょうか。それとも、ここに上げられている方は新しいというか、初めて専決処分を受けられている方なのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（獅畑輝明君） 建設課長。

○建設課長（熊谷敦君） 今回ご報告させていただ

いた方々につきましては、初めての専決処分のご報告ということで、ダブっている方はいません。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号、第58号、第59号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） 日程第16 意見書案第120号T P P交渉への参加を行わないよう求める意見書を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。若山議員。

（「説明省略」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 説明省略との声がありますので、説明を省略いたします。

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第120号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第120号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、意見書案第120号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（獅畑輝明君） お諮りいたします。

先ほど指定管理者審査特別委員長からお手元に配付のとおり、閉会中継続審査の申し出がありました。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

○議長（獅畑輝明君） 追加日程第1 閉会中継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。指定管理者審査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（獅畑輝明君） 起立多数であります。

よって、指定管理者審査特別委員長からの申し出のとおり、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（獅畑輝明君） この際、ご報告いたします。

さきに設置されました指定管理者審査特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

委員長に若山議員、副委員長に植村議員が選任されましたので、ご報告いたします。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成22年赤平市議会第3回臨時会を閉会いたします。

(午後 4時10分 閉 会)

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員 (番)

署 名 議 員 (番)